

固定資産税の手続きは忘れずに

固定資産税課 家屋担当(☎6384・1247) 賦課・証明担当(☎6384・1245)
土地担当(☎6384・1246) いずれも(☎6368・7344)

1月31日(木)までに手続きを

家屋の新増築や取り壊し、用途変更など 平成30年中に家屋の新築、増築や取り壊し、店舗から住宅への用途変更などを行い、登記をしていない場合は家屋担当へ申告してください。

償却資産 市内で事業を営む法人や個人は、1月1日現在で所有している償却資産の取得時期・価格などを賦課・証明担当へ申告してください。▶**対象事業用の構築物、各種機械装置、器具、備品などの有形減価償却資産。土地や家屋、自動車税と**

軽自動車税の対象車両は除く。

住宅用地など 1月1日現在で土地を所有し、平成30年中に土地の用途を住宅用地に変更した場合は土地担当へ申告してください。また、次のいずれかに該当し、一定の要件を満たしている場合、申請すれば来年度から固定資産税などが減額されます。(1)土地を道路として利用している。(2)共同住宅団地内にある共有の土地を遊園として利用している。(3)都市計画施設の予定地である。(4)集会所やごみ集積所を所有している。

固定資産税の減額制度

■住宅の改修

いずれも申し込みは、工事完了後3か月以内に所定の用紙を家屋担当へ。用紙は市ホームページからダウンロードできます。

バリアフリー改修 自己負担額が50万円超のバリアフリー改修工事を2020年3月31日までに行った場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額。1戸当たり100㎡まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶**対象物件**65歳以上、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している築10年以上で、床面積が50～280㎡の住宅。▶**対象工事**廊下の拡幅や階段のこの配の緩和、浴室・トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床の滑り止め化。

省エネ改修 省エネ基準に適合する自己負担額50万円超の改修工事を2020年3月31日までに行った場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1(長期優良住宅は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶**対象物件**平成20年1月1日以前に建築した床面積が50～280㎡の住宅。▶**対象工事**窓の複層ガラスや二重サッシ化など。窓の改修と合わせて行う床や天井、壁の断熱改修。

耐震改修 耐震基準に適合する自己負担が50万円超の工事を2020年3月31日までに行った場合、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は翌年度か

ら2年間)の固定資産税額の2分の1(長期優良住宅は3分の2)を減額します。1戸当たり120㎡まで。▶**対象物件**昭和57年1月1日以前に建築された住宅。

■認定長期優良住宅の固定資産税の減額

認定長期優良住宅を2020年3月31日までに新築した場合、固定資産税の2分の1を5年間減額します。一戸当たり120㎡まで。3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間。▶**対象物件**居住部分の床面積が一戸当たり50～280㎡。一戸建て以外の賃貸住宅は40～280㎡。店舗付住宅などの併用住宅は居住部分が2分の1以上必要。☑所定の用紙と認定通知書の写しを新築した翌年の1月末までに家屋担当へ。

■東日本大震災の被災者への特例措置

次のいずれかに該当する人は固定資産税と都市計画税の特例措置が受けられます。詳しくは家屋担当へ。

- (1)同震災により滅失・損壊した住宅の土地か家屋の所有者などが、2021年3月31日までに代替の土地や家屋を取得。
- (2)原子力災害の影響で居住困難区域内にあった住宅の土地か家屋の所有者などが、同区域の指定が解除されてから3か月(新築は1年)以内に代替の土地や家屋を取得。

1月から スマホなどで確定申告が可能に

吹田税務署(☎6330・3911)

IDとパスワードがあれば、所得税の確定申告書がスマートフォンやパソコンから提出できます。IDとパスワードを持っていない人は、近くの税務署で申請してください。発行には運転免許証などの身分証が必要です。詳しくは「e-Tax利用簡便化」で検索してください。

還付申告 2月15日(金)以前でも受け付けています。スマートフォンやパソコンで申告書を作成し、早めの提出をお勧めします。

マイナンバーカードの申請 出張所で臨時受け付け

吹田マイナンバーコールセンター
(☎6318・7775)(☎6368・7346)

手続きは必ず本人が窓口で行ってください。市民サービスコーナーでの申請はできません。

書類が足りない場合など、市役所本庁での手続きが必要な場合があります。

マイナンバーカードの作成は任意です。

とき	場所
1月7日(月)～11日(金)	山田出張所
1月15日(火)～18日(金)、21日(月)	千里出張所
1月22日(火)～25日(金)、28日(月)	千里丘出張所

午前10時～正午、午後1時～4時30分。

※7日、15日、21日、28日は混雑が予想されます。

持参するもの

マイナンバー通知カード、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、住民基本台帳カード(持っている人のみ)。

通知カードと住民基本台帳カードは申請時に回収します。顔写真は出張所で無料で撮影します。持ち込みも可。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず 読んでね

国民健康保険のお知らせ

吹田国民健康保険室
(☎6384・1240)(☎6368・7347)

■納付額確認書を送付

平成30年1月～12月に納付された国民健康保険料の納付額確認書を1月下旬に送ります。

後期高齢者医療保険料の納付額確認書は希望する人のみに交付します。交付希望は直接か電話で同室へ。

■土・日曜日、夜間窓口相談

市役所の執務時間内に来庁できない人の相談・納付を受け付けます。

土・日曜日相談

1月5日(土)、6日(日)、2月2日(土)、3日(日)、3月2日(土)、3日(日)午前10時～午後4時。

夜間窓口相談

1月31日(木)、2月28日(木)、3月28日(木)午後5時30分～8時。

高額療養費 外来診療分 年間合算します

吹田国民健康保険室
(☎6384・1337)(☎6368・7347)か
大阪府後期高齢者医療広域連合
(☎4790・2031)

平成30年7月末時点で、70歳以上の2割負担(1割負担)の人のうち、平成29年8月～30年7月の外来診療費の合計が年間上限額(14万4000円)を超えた場合、超過額を支給します。該当者には通知を送ります。

訂正とお詫び

市報すいた平成30年12月号16～17ページ「市職員の人数や給与などの状況」の一般行政職員の初任給で、平成30年度の大学卒の初任給が「19万9200円」とあるのは「17万9200円」の誤りでした。